

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料等の納付が難しい方へ

申請をすることで減免の対象になることがあります。対象となる保険料・税は下記をご覧ください。

介護保険料

著しく収入が減少し、支払いが困難な場合、申請により支払いを猶予したり減免できる制度があります。

■対象者(65歳以上の方がいる世帯)

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われたとき
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する方の事業収入、山林収入、給与収入(以下「事業収入」等)の減少が見込まれ、次の(ア)、(イ)のすべてに該当するとき
- (ア)事業収入等のいずれかの収入の減少額が令和3年の当該事業収入等の額の3割以上あること
- (イ)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得合計額が、400万円以下であること

詳しくは 健康課 たっしゅか係 ☎0954-23-9135
杵藤地区介護保険事務所 ☎0954-69-8223

後期高齢者医療保険料

主たる生計維持者(※)が死亡した場合や、主たる生計維持者の収入が前年に比べ一定程度減少(前年比3割以上)する場合に、後期高齢者医療保険料を減免する制度があります。

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負われた世帯の方⇒保険料全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少(前年比3割減)が見込まれる世帯の方で、諸条件全てに該当される方⇒保険料一部減額

詳しくは 健康課 国保年金係 ☎0954-23-9135
佐賀県後期高齢者医療広域連合
☎0952-64-8476

※主たる生計維持者とは世帯主のことを指します。

国民健康保険税

主たる生計維持者(※)が死亡または重症化した場合や、主たる生計維持者の収入が前年に比べ一定程度減少する場合に、国民健康保険税を減免する制度があります。

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(※)が死亡または重篤な傷病を負われた世帯
- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(※)の収入減少(前年比3割以上)が見込まれる世帯

詳しくは 税務課 市民税係 ☎0954-23-9220

※主たる生計維持者とは世帯主のことを指します。

有料広告



弁護士法人 みどり法律事務所

Midori Law Offices

ご依頼者の思いを大切に、全力で取り組みます。

佐賀県弁護士会所属

弁護士

鬼橋 正敏

Masatoshi Onihashi

〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下 5663-2

TEL: 0954-22-6331 FAX: 0954-22-6332

営業時間: 月~金 / 9:00~17:00 定休日: 土・日・祝日

有料広告

園 児 募 集

託児所

はっぱの保育園

武雄市朝日町大字甘久1285-1

- ・保育対象 0歳(3ヶ月)~2歳
- ・開所時間 8:30~18:30(月~金曜日)
8:30~13:00(土曜日)
- ・保育料金 10,000円/月+消費税

託児所共同利用契約会社・法人受付中
共同利用契約とは、勤務する従業員が優先的に託児所を利用出来ます。
(会社負担費用0円)

お問い合わせ 0954-27-8871